

都道府県
各 指定都市 養護老人ホーム担当部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（ 公 印 省 略 ）

養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取組の促進について

養護老人ホームは、６５歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的な理由により居宅で生活することが困難な者に対し、市区町村が措置を行い、入所者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導・訓練等を行うことを目的とした施設です。

今後、高齢化の進展に伴い、社会的孤立の問題等が顕在化し、介護ニーズや介護以外の生活課題を抱える低所得の高齢者が増加することが見込まれます。このような状況の中、居宅での生活が困難な低所得の高齢者に対する地域における受け皿として、措置施設である養護老人ホームが果たすべき役割はますます重要なものになると考えています。

他方、養護老人ホームの措置状況を見ると、地域によっては定員に対する入所者の割合が必ずしも高くないケースもあると承知しています。

都道府県におかれましては、管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）において、①入所措置すべき者の適切な把握、②入所判定委員会の定期的な開催、③所在地以外の養護老人ホームも含めた広域的な施設の活用など、必要な者への措置制度の適切な活用がなされるよう、周知をお願いします。

また、養護老人ホームがその役割を適切に果たしていけるよう、下記の点について、御了知の上、管内市区町村、養護老人ホーム、関係機関及び関係団体へ周知徹底し、その促進を図るようお願いします。

また、本通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の４第１項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

１．契約入所について

養護老人ホームへの入所については、収容の余力がある場合に限り、取扱人員総数の２０パーセントの範囲内で契約入所を認める取扱いとしている（別添）ものの、十分な周知が図られていない。

その間、平成２９年１０月に、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、国土交通省では、住宅確保要配慮者に

対する賃貸住宅の供給の促進を図ることとしており、これまで以上に居住に課題を抱える者の受け皿整備が求められることとなった。

また、昨年４月に施行された、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」は、地域包括ケアシステムを全世代、全対象に拡げていくべく、地域共生社会の実現に向けた取組の推進を柱の１つとして掲げており、地域共生社会の実現に当たっては、とりわけ住まいの確保が重要であり、養護老人ホームがその機能を活かし、一定の役割を果たすことが期待されている。

このような状況を踏まえ、改めて、以下のとおり、契約入所の取扱いをお示しする。

（１）対象者

居住に課題を抱える者

※ 「居住に課題を抱える者」とは、例えば、一定程度の所得がある視覚障害者のほか、次のような住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第２条に定める「住宅確保要配慮者」が考えられる。

※ なお、契約入所に当たっては、例えば、養護老人ホームからの申し出を受け、協議を行うなど、措置入所が必要な者に支障を及ぼさないよう配慮すること。

＜住宅確保要配慮者＞

- ① 低額所得者（月収 15.8 万円（収入分位 25％）以下）
- ② 被災者（発災後 3 年以内）
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども（高校生相当まで）を養育している者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者
 - ・ 外国人等（条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、ＤＶ被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、生活困窮者等）
 - ・ 東日本大震災等の大規模災害の被災者（発災後 3 年以上経過）
 - ・ 都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者

（２）範囲

定員の 20％の範囲内

（３）財産処分の取扱い

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）に基づき、補助金等の交付を受けて整備した養護老人ホームの場合には、厚生労働大臣の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して、財産処分（転用、譲渡、交換、貸付、担保、取壊し・廃棄）してはならないが、契約入所は、養護老人ホームが本来果たすべき役割の範囲内であり、補助金交付の目的に反したものではないことから、財産処分に該当しないものである。

2. 地域における公益的な取組について

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号。以下「設備・運営基準」という。）第28条において、養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならないこととされている。

この点、平成28年4月施行の「社会福祉法等の一部を改正する法律」では、社会福祉法人の責務として、「地域における公益的な取組」の実施が明確化され、様々な福祉ニーズに対応することが求められていることから、主な設置主体が社会福祉法人である養護老人ホームにおいても、これまで以上に積極的な取組の推進が期待されている。

また、平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業において、「養護老人ホーム及び軽費老人ホームの新たな役割の効果的な推進方策に関する調査研究事業」を実施したところですが、この中で、多様化する地域課題に積極的に取り組むことの重要性が報告書として取りまとめられた。

このような状況や、設備・運営基準第4条では、養護老人ホームの食堂、集会室等の設備は、もっぱら当該養護老人ホームの用に供するものでなければならないが、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでないこととされていることを踏まえ、以下のとおり、地域における公益的な取組の促進をお願いする。

（1）取組の内容

社会福祉法第24条第2項に規定する要件を満たすもの。例えば、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の取組分類では、以下の例が示されている。

- ・ 地域の要支援者に対する相談支援
- ・ 地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援
- ・ 地域の要支援者に対する権利擁護支援
- ・ 地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供
- ・ 既存事業の利用料の減免・免除
- ・ 地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動
- ・ 地域住民に対する福祉教育
- ・ 地域の関係者とのネットワークづくり

（2）財産処分 of 取扱い

（1）の地域における公益的な取組を行う場合には、利用定員を減少させず、かつ、設備・運営基準を遵守した上で、本来の業務に支障を及ぼさない範囲であれば、養護老人ホームが本来果たすべき役割の範囲内であり、補助金交付の目的に反したものであることから、財産処分に該当しないものである。

老人福祉法施行事務に伴う疑義照会について

(昭和39年2月11日 社施第5号)
(神戸市民生局長あて 施設課長回答)

昭和38年12月7日神戸保第732号をもって照会のあった標記については、次のとおりであるから了知されたい。

1 照会記の1について

養護老人ホームへの収容又は収容の委託の措置は、昭和38年7月31日社発第521号社会局長通知第4の1に定める基準に適合する場合に行なわれるものであり、設例の場合も、当該基準に適合する限り、前記の措置が行なわれるべきである。

この場合、措置の実施機関は、軽費老人ホームを利用しうると判断される者に対してその旨を教示すべきものであるが、これに従わないことの故をもって前記の措置を行なわないことがないように留意すべきである。

なお、養護老人ホームにおいて収容の余力がある場合に取扱人員総数の20パーセントの範囲内で契約入所させることが認められる者は、老人福祉法（以下「法」という。）第11条第1項第2号又は同条第2項による被措置者以外の者である。

2 照会記の2について

（削除）

3 照会記の3について

費用徴収が行なわれる被措置者について同時に生活保護法による入院外医療扶助が適用された場合は、その者にかかる収入については、昭和38年8月1日社発第525号社会局長通知第6の(4)のAに規定するところにしたがい、生活保護法による最低生活費に充当されることとなるので、その者にかかる費用徴収については、当該保護受給期間中A階層に属するものとし取り扱うべきである。また、被措置者が、医療扶助によらず、通院して診療を受ける場合は、一般的に前記のような措置を講じる必要は認められないであろうが、特に費用徴収に支障をきたす実情にある者の取扱いについては、昭和38年8月1日社施第27号本職通知別紙の第14問及びその答を参照されたい。

4 照会記の4について

葬祭又は葬祭の委託の措置は、死亡した被措置者についてその葬祭を行なう者がいないときに行なわれるものであるので、設問のようにその葬祭を行なう者がいるときは、老人福祉法による措置は行なわれないものである。

5 照会記の5について

前記4にいう措置は、死亡した被措置者についてその葬祭を行なう者がいるか否かによってその要否を認定するものであって、葬祭を行なう者の費用負担能力の有無等によるものではない。なお、当該葬祭を行なう者が要保護者であるときは、生活保護法による葬祭扶助が行なわれるものであるから念のために申し添える。（昭和38年11月29日社保第85号社会局保護課長通知別紙の問4及びその答参照のこと。）

6 照会記の6について

設問の停止の処分は、養護老人ホーム等に収容され、又は養護受託者に委託されている被措置者が一時的に当該老人ホームを退所し、又は養護受託者の家庭を出た後、若干期間を経て、当該老人ホーム等に帰来することが明らかに予想される場合等においてこれを行なうこ

とが予定されているものであるが、現在の取扱いにおいては、昭和38年7月31日社発第521号社会局長通知第8により行なうこととされている。

7 照会記の7について

貴見のとおりである。ただし、不作為に対する不服申立てができるのは、行政不服審査法第2条第2項の規定にてらし、市長が規則において措置の申請について定めている場合に限られるものと解される。

8 照会記の8について

法第11条第5項に基づき都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長がその管理に属する行政庁に限り委任することができる事務は、法第11条第1項から第3項までに規定されている措置についての直接的な事務のみでなく、法第27条及び法第36条に規定されているような間接的な事務をも含むものである。したがって、設問にいう遺留金品の処分の事務については、法第11条第5項に基づき委任することができる。

(照会)

(昭和38年12月7日 神戸保第732号
施設課長あて 神戸市民生局長照会)

老人福祉法の施行につき種々御指導いただいておりますが、次の諸点につき疑義がありますので御教示願いたく照会いたします。

記

- 1 相当額の収入（公務扶助料等）又は資産のある者の入所措置については本来的には軽費又は有料老人ホームに入所すべきであろうが、対象施設が少ないため実際的には、養護老人ホームで措置しなければならない場合、その措置方法として
 - ① 老人福祉法による被措置者として全額公費でみるべきか（費用徴収基準では非徴収となる場合）。
 - ② 所謂自由契約の被措置者として措置費全額を本人の負担とすべきか（資産のなくなるまで）。
 - ③ ①として措置する場合、昭和30年5月厚生省社発第72号通知に示された被措置者の割合が80%云々の基準以外の者とはどういう場合が考えられるか。
- 2 費用徴収を徴収基準表どおり行なう場合、納税世帯員が2名以上ある場合は、納税額を合算して適用することは問題が多いと思われるが、あくまでも全部合算すべきか。
- 3 費用徴収対象の被措置者が、その徴収金額の範囲内の通院医療を必要とする場合徴収金はどう取扱うのか（徴収金を0として生保を適用すべきか、徴収金を減額して医療費に充当すべきか）。
- 4 出身世帯のある場合、所謂、葬祭執行者がある場合の葬祭費の負担の原則は、出身世帯にあるか、老人福祉法でみるべきか。
- 5 葬祭執行者が費用負担能力がない場合、老人福祉法で支出するとすればその負担能力がないと判定する認定基準はどうあるべきか。また一部負担もありうるか。
- 6 法施行細則の準則第4条の「停止」とは如何なる場合か（事務費のみ支給する短期入院が該当するのか、またそのほかにもありうるか）。
- 7 措置申出書を作成した場合、その申出書に関する不服申立（不作為も含めて）は成立するか。また、措置非該当の場合却下の方式をとるべきか。
- 8 遺留金品の処分については従来生保では保護法により福祉事務所に委任していたが、老人福祉法では委任の規定がないので地方自治法第153条により事務委任を行なうべきなのか。